

大阪広域環境施設組合懲戒審査委員会傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、2に規定する「傍聴者の遵守事項」を承諾のうえ、会議の開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名を記入し、委員長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、会議室に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始時刻の30分前から先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議室において次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと。
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話、スマートフォンなどは、受信音などを出さないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴し、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (7) その他、会議室の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議室においては、委員長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の遵守事項に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、会議室から退室していただく場合があります。

附則

この要領は、令和4年7月26日から施行する。